

若手人材の確保・定着を図るため

奨学金返還支援制度を

導入しませんか？



中小企業等が従業員の奨学金返還を
支援した額の一部を県が補助します！



令和9年度から交付申請の受付を開始します

事業の概要

企業等が、令和8年4月1日以降に奨学金返還支援制度を新たに導入し、若年層の従業員の奨学金返還を支援した場合に、県がその返還支援を行った額の一部を補助します。



補助のポイント

※1事業者につき、毎年の新規申請は2人、
かつ通算4人まで申請可

補助率

企業等が行った
奨学金返還支援額の
1/2以内
を補助

上限額

従業員1人あたり
年間上限
10万円

支援期間

最大
6年間

例

企業等が奨学金返還支援制度を導入し、従業員へ毎年20万円の返還支援を行った場合、
県の補助対象人数・補助金額の考え方

1年目	2年目	3年目	...	6年目	7年目
新規申請2人まで	新規申請2人まで	通算4人達成		Aさん・Bさんの 補助期間終了	Cさん・Dさんの 補助期間終了
Aさん 10万円 Bさん 10万円	Aさん 10万円 Bさん 10万円 Cさん 10万円 Dさん 10万円	Aさん 10万円 Bさん 10万円 Cさん 10万円 Dさん 10万円		Aさん 10万円 Bさん 10万円 Cさん 10万円 Dさん 10万円	Cさん 10万円 Dさん 10万円

10万円 × 4人 × 6年間 = 最大 **240万円** の補助



事業の詳細についてはホームページ・交付要綱をご確認ください。

新潟県HPのトップページから 県内就職奨学金返還支援 検索
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/gakushien.html>



若者を支援する企業が増加しています！

企業イメージや従業員のモチベーション向上、若手人材の確保・定着を図る取組の一つとして、奨学金返還支援制度の導入及び本補助金のご活用をご検討ください。

申請の流れ(予定)



補助事業者(企業等)の要件

次のいずれかに該当し、県内に本社・本店又は主たる事務所を有する事業者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業
- ・ 特定非営利活動法人(NPO法人)
- ・ 公益法人等(一般・公益社団法人、財団法人)
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 協同組合等

※みなし大企業等は対象外です。詳細はホームページ・交付要綱をご確認ください。



対象となる従業員(主な要件)

- ・ 補助事業者が、奨学金返還支援制度の創設日以後に雇用した者
- ・ 採用後3年以内かつ30歳未満
- ・ 雇用期間が1年以上のフルタイム又は短時間正社員
- ・ 奨学金の主たる債務者で、奨学金を返還中又は返還予定
- ・ 県内に居住し、県内事業所で勤務予定

※詳細な要件はホームページ・交付要綱をご確認ください。



奨学金返還支援の方法

企業等は、次のいずれかの方法又は両方で支援が可能です。

本人給付: 従業員本人へ現金又は口座振込により給付

代理返還: 補助事業者が奨学金貸与機関(日本学生支援機構等)へ直接返還

！ 代理返還制度にはこんなメリットがあります

従業員の奨学金返還残額を、企業等が日本学生支援機構等へ直接送金する制度
手当等で本人給付する場合に比べ、次のようなメリットがあります。

① 所得税

- ・ 企業等が日本学生支援機構等へ直接返還(代理返還)する場合、従業員の所得税が非課税となる扱いを受ける場合あり

② 法人税

- ・ 奨学金返還した額は給与として損金算入が可能
- ・ 賃上げ促進税制の対象となる場合あり

③ 社会保険料

- ・ 奨学金の代理返還分は、原則として社会保険料算定の報酬に含まれないため、企業・従業員双方の負担が軽減される可能性あり
(参考: 日本学生支援機構HP <https://dairihenkan.jasso.go.jp/>)